

# 政策パッケージの評価及び今後の課題

平成24年11月29日

北海道財務局

問合せ先  
理財部 金融監督第一課  
TEL 011-709-2311  
内線4355

## 事業再生支援の取組状況

### 金融機関の取組み等

- ・支援関連業務を集約するなど、事業再生支援に向けた金融機関内の体制整備に努めている。債務者との対話を重視した取組みを進めており、徐々に企業経営者の意識改革が図られている。
- ・実効性ある再生支援には専門家の協力が不可欠。金融機関が自前で人材を育成することは難しい面もあり、外部専門家との連携・仲介も地域金融機関として重要な役割。
- ・北海道中小企業再生支援ネットワークの設立(9月20日)により、他の金融機関の本部担当者と広く面識を得たことは、再生支援の現場においては有意義。

### 企業・商工団体の声

- ・金融機関は事業計画や資金計画など具体的に指導してくれるが、企業側では目先の売上(仕事)確保に追われ、受けたコンサルを自社の経営に活かせていない。また、売上増加につながる支援でなければ、結局は、経営改善につながらない。
- ・金融機関からの個々の中小企業への支援姿勢は評価している。今後は、各金融機関の連携をより深め、コミュニティ全体が底上げされる支援を望む。
- ・「金融機関の指導」というだけで企業側は身構える部分があり、日常的な接点を増やし腹を割って話し合える関係を築くことが肝心。
- ・経営上の問題が深い企業ほど、金融機関に自らの状態をさらけ出すことができずにいるため、コンサルの内容もおのずと限定的となり、根本的な改善に踏み出せていない。

### 今後の課題

- 金融機関は、個別の経営改善ニーズに対応するための態勢づくりを進めているが、支援のための人材育成や外部専門家との連携は課題と認識。
- 借り手側企業においては、金融機関による条件変更対応や個別企業への支援姿勢には一定の評価がある一方、コンサルティング機能の発揮までには至っていないとの指摘もある。

## 再生支援協議会等の活用状況

- ・政策パッケージの公表以降、企業再生支援機構・再生支援協議会への案件持ち込みを積極的に検討している。
- ・再生支援協議会が関与した案件の成功例や、活用のメリットについて、十分に周知されていない。

- ・再生支援協議会については、企業や現場の金融機関職員の認知度が足りない。
- ・新規出店や業容拡大など、再生支援協議会は前向きな相談も受け入れるところ、というイメージ作りが必要。

- 再生支援協議会については、政策パッケージの浸透もあり、金融機関側には再生ツールとして認識が高まっているものの、企業側への周知は依然として課題。

## 政策の周知状況

- ・金融機関は金融円滑化法による要請の以前から行ってきた支援を、法終了後も引き続き行っていくというスタンスにある一方、企業側は「法の終了」の意味を「条件変更の終了」と誤解しているケースが多いのも事実。

- ・「金融円滑化法の終了後も対応は不変」「検査マニュアルの恒久的対応」という点が、中小企業や商工団体にまで届いていなかった。今後、商工団体として会員企業にも周知していきたい。

- ・金融機関においては、経営改善・事業再生支援など、一層のコンサルティング機能の発揮が求められる。
- ・「金融円滑化法の期限到来後も対応は不変」という金融当局の姿勢を、あらゆる機会を捉え、金融機関・中小企業に発信し周知を図る必要。